

臨時認知機能検査・臨時高齢者講習について

【臨時認知機能検査とは】

75 歳以上の方が、信号無視などの認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為（一定の違反）があったときに、運転に必要な記憶力・判断力が低下していないかを確認するために、受けなければならない認知機能検査です。

臨時認知機能検査の結果、認知機能の低下が運転に影響を及ぼす可能性があるなど、一定の基準に該当する場合は、臨時高齢者講習を受けなければなりません。

【対象となる違反行為】

信号無視	通行禁止違反	通行区分違反	横断等禁止違反
進路変更禁止違反	遮断踏切立入り等	交差点右左折方法違反	指定通行区分違反
環状交差点左折等方法違反	優先道路通行車妨害等	交差点優先車妨害	環状交差点通行車妨害等
徐行場所違反	指定場所一時不停止等	合図不履行	安全運転義務違反
横断歩道等における横断歩行者等妨害		横断歩道のない交差点における横断歩行者妨害	

【臨時認知機能検査の流れ】

- ・臨時認知機能検査通知書が届きます。

↓

- ・指定された日時・場所（警察署等）で「臨時認知機能検査」を受検します。

↓

- ・1～2週間後に「認知機能検査結果通知書」が送付されます。

【臨時認知機能検査を受検する期間】

臨時認知機能検査通知書を受けてから1か月以内

※やむを得ない理由なく臨時認知機能検査を受けない場合は、運転免許の停止などの行政処分を受けることとなります。

入院や海外旅行などのやむを得ない理由があるときは、診断書やパスポートなどの証明書類の提出が必要になります。

【臨時認知機能検査を受検する日時・場所】

「臨時認知機能検査通知書」に記載されていますので、ご確認ください。

【臨時認知機能検査の概要】

検査の内容	(1) 絵を記憶し、あとでその名称を答えます。 (2) 検査を受ける日の日付、曜日、時刻を答えます。
検査時間	約20分
手数料	1,050円 ※認定検査で実施している自動車学校等では、手数料が異なる場合があります。

【臨時高齢者講習とは】

臨時認知機能検査の結果から、認知機能の低下が運転に影響を及ぼす可能性があるなど、一定の基準に該当する場合に受けなければならない高齢者講習です。

※一定の基準とは

- ・認知機能検査を受けたことがある方

【前回の結果】	【臨時認知機能検査の結果】
・認知症のおそれなし	・認知症のおそれあり

- ・初めて認知機能検査を受ける方

【臨時認知機能検査の結果】	・認知症のおそれあり
---------------	------------

【臨時高齢者講習の流れ】

- ・臨時高齢者講習通知書が届きます。

↓

- ・希望する自動車学校に予約します。（予約はお早めに）

↓

- ・通知書を受け取って1か月以内に臨時高齢者講習を受講します。
講習受講後に「高齢者講習終了証明書」が交付されます。
※臨時高齢者講習の終了証明書は免許更新には使えません。

【臨時高齢者講習の概要】

講習内容	(1) 講義 (2) 運転適性検査器材による指導 (3) 実車による指導 ※1時間講習の方は「(3)実車による指導」は除く。
講習時間 及び 手数料	2時間講習（普通自動車対応免許の方） ～ 6,600円 1時間講習（原付・二輪・大特・小特免許のみの方） ～ 2,950円 ※認定教育で実施している自動車学校等では、手数料が異なる場合があります。